

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



平成31年度税制改正法が成立 消費増税の景気対策が柱に

平成31年度税制改正関連法
が、3月27日の参院本会議で
可決・成立した。本年度改正
は、「住宅ローン減税の拡充」
や「自動車税の減税」など、
10月に予定される消費税率引
上げに備えた景気対策が柱に
なっている点が特徴。
その他、企業向けでは、「中

小企業者に対する軽減税率の
延長」をはじめ、「個人事業
者向けの事業承継税制の創
設」、「中小企業防災・減災投
資促進税制」、「研究開発税制
の見直し」などが盛り込まれ
ている。

事業承継、「前向き4割」 6割は「準備していない」

日本政策金融公庫は、事業
承継に関するアンケート調査
の結果を公表した。
それによると、「事業を承
継させたい」と回答した企業
が全体の約4割を占めた一
方、「後継者が決まっている」
と回答した企業は約6割、後

継者・後継候補者は「子供」
と回答した経営者の割合が約
8割、「現時点では準備をし
ていない」と回答した割合は
約6割だったなどと報告して
いる。

事業承継をしない理由につ
いて、「後継者または後継候
補者がいない」と回答した割
合が最も多く、次いで「当初
から自分の代でやめようと考
えていた」「事業の先行きに
不安がある」の順となったが、
第三者から承継の打診があっ
た場合に「事業承継を検討す
る」と回答した割合は約3割
だった。

経営課題解決のヒント 中小機構が特設サイト開設

中小機構は、中小企業の経
営課題解決をサポートするた
め、「経営のヒント」をまと
めた特設サイトを開設した。
3つの質問に答えるだけで、
経営課題解決につながるピン
トが得ることができ、それぞ
れのヒントの参考になる中小
企業の成功事例を紹介してい
る。

過去20年間、延べ9500
社以上の中小企業に対して専
門家チームを中長期的に派遣
してきた「ハンズオン支援事
業」で培ったノウハウを、「経
営のヒント」「成功事例」「課
題解決の基礎」として公開し
ている。
詳細は中小企業基盤整備機構
HP
<https://keieinhints.mri.go.jp/>



長期金利

長期金利とは、金融機
関が1年以上の長期間で
貸し借りをする際の金
利。主に長期資金の需給
関係によって決まるた
め、物価の変動、短期金
利の推移（金融政策）な
どの長期的な予想で変動
する。「長期金利は経済
の基礎体温」ともいわれ
ていて、景気が悪くなれ
ば低くなり、景気が良く
なれば高くなるという傾
向にある。
世界経済が減速するこ
とへの懸念から、主要各
国で長期金利の低下が鮮
明になってきている。安全資
産とされる国債に投資資
金が流入し、金利低下に
拍車がかかった。国債は
株などより価格の変動幅
が小さく、景気後退時に
は買われやすい。日本で
も景気後退が懸念されて
おり、日銀の追加金融緩
和観測も強まっている。

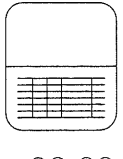


自筆証書遺言の方式を緩和 法務局での保管制度も創設 ―相続に関する民法改正

相続に関する民法の改正により、今年1月13日から自筆証書遺言の方式が緩和されました。これまで遺言書の全文は本人が自筆しなければなりませんでしたが、添付する財産目録については、パソコンでの作成や、通帳のコピーなどが認められました。そこで今回は、自筆証書遺言の方式緩和の概要と留意点について取り上げます。

「自筆証書遺言」は、遺言を残す方が自筆で作成するもので、もっとも簡単な方式です。書式は縦書きで

・自筆証書遺言の方式の緩和・

遺言書 自署が必要	財産目録 パソコンで作成も可	預貯金の口座 通帳のコピーも可
遺言書 別紙一の不動産を長女に相続させる。別紙二の預金を妻に相続させる。 2019年3月9日 〇〇 〇〇 ㊞	別紙一 所在 中央区花山町三丁目 地番 1-1 地目 宅地 地積 95平方メートル 〇〇 〇〇 ㊞	別紙二  〇〇 〇〇 ㊞

自署による書名と捺印は必須

も横書きでもかまいません。用紙も自由です。ただし、その遺言が「有効な遺言」であると認められるためには、厳格な要件をクリアしなければなりません。その要件のひとつが「全文を自筆する」ことでした。遺言を書く際には、相続させる財産を特定する必要があります。たとえば、土地であれば、登記事項証明書を見ながら、「所在」「地番」「地目」「地積」を物件目録に書くことになりませんが、不動産を複数持っている場合は、物件目録を書くだけでも分量が多くなり、すべて自筆しなければならぬという要件は大変な手間です。高齢者にとっては、全文を自筆することはかなりの労力を伴います。

また、誤字を修正するのにも厳しい要件があることから、物件目録も含めて全文を自筆しなければならない要件は手間がかかりすぎるのではないかとこの批判がなされていきました。このような手間を解消して有効な遺言の作成を推進するため、平成30年7月に民法(相続に関する部分)が改正されました。本件改正の施行日である平成31年1月13日以降に作成する遺言であれば、物件目録等の別紙部分については、パソコンで目録を作成することや、登記事項証明書のコピーをそのまま添付してこれを引用することが可能となりました。

■留意事項■
ただ、自筆が不要なのは財産目録のみで、遺言の本文についてはこれまで通り、全文を自筆する必要があります。

また、パソコン等で作成した目録については、作成者は目録の全てのページに署名押印しなければなりません。今年1月13日から作成する自筆証書遺言の方式が緩和されますので、1月13日前にされた自筆証書遺言については、旧法の規律に従いますので注意が必要です。

■法務局での保管が可能に■
自筆証書による遺言書は自宅で保

管されることが多く、せっかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、書き換えられたりするおそれがあるなどの問題がありました。そこで、こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、2020年7月10日より法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されます。

法務局で保管された遺言書については「検認」が不要となります。検認とは、家庭裁判所が遺言書の形式その他の状態を確認し、その偽造・変造を防止し、保存を確実にする目的で行うもので、一種の証拠保全手続きです。遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。

検認手続きのため自筆証書遺言を開封して遺言執行するまで2〜3ヶ月かかることがありましたが、検認が不要になることでより早く遺言執行に取り掛かることができるようになります。

法務省のサイトにおいて、自筆証書遺言の新しい方式に関するQ&Aや財産目録の例が掲載されていますので、ご参照ください。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji_07_00240.html



2019年・公示地価 平均1・2%、4年連続上昇 地方の住宅地もプラスに

国土交通省が発表した2019年1月1日時点の公示地価は、商業・工業・住宅の全用途(全国)で1・2%のプラスと4年連続で上昇しました。三大都市圏では、住宅地・商業地のいずれも上昇が継続。地方圏の住宅地も27年ぶりに上昇に転じ、地価の回復傾向が広がっています。

住宅地、商業地、工業地などを合わせたすべての調査地点の価格の平均

2019年の公示地価の変動率

	全用途	住宅地	商業地
全国	1.2%(0.7)	0.6%(0.3)	2.8%(1.9)
三大都市圏	2.0%(1.5)	1.0%(0.7)	5.1%(3.9)
東京圏	2.2%(1.7)	1.3%(1.0)	4.7%(3.7)
大阪圏	1.6%(1.1)	0.3%(0.1)	6.4%(4.7)
名古屋圏	2.1%(1.4)	1.2%(0.8)	4.7%(3.3)
地方圏	0.4%(0.0)	0.2%(▲0.1)	1.0%(0.5)
中核4市	5.9%(4.6)	4.4%(3.3)	9.4%(7.9)

(注)前年比、カッコ内は前年、▲は下落、中核4市は札幌、仙台、広島、福岡

均は去年を1・2%上回って4年連続の値上がりとなりました。

用途別では「住宅地」が全国平均でプラス0・6%と2年連続で上昇し、このうち東京、大阪、名古屋の「三大都市圏」は平均でプラス1%と上昇しました。

「地方圏」も平均でプラス0・2%と、平成4年以来27年ぶりに上昇に転じ、地価の上昇が地方にも広がっていることを示す結果となりました。地方の中核都市が高値となってきたため、周辺地域にも上昇が波及しつつあるようです。

商業地も、外国人旅行者の増加に伴うホテル需要の高まりやオフィス賃料の上昇などを背景に、全国平均でプラス2・8%と4年連続の値上がりとなりました。このうち、「三

大都市圏」はプラス5・1%、「地方圏」はプラス1%でいずれも上昇基調を強めています。日本を訪れる外国人旅行者の増加などを背景に、過疎に悩む都市でも観光地として人が集まり、新たなビジネスが生まれて地価が上がるという状況も生まれています。

■二極化が鮮明に

都道府県別に見ると、住宅地は、北海道と石川県、山口県、それに佐賀県の4つが平均で上昇に転じ、合わせて18の都道府県が上昇しました。また、商業地も佐賀県が上昇に転じ、合わせて22の都道府県が上昇しました。平均では下落が続いている県でも、一部には上昇に転じる地点も出てきています。

ただ、地方で地価が上昇に転じる地点がある一方で、交通の便が悪く人口の減少に歯止めがからない地域などは依然として地価の下落が続いていて、同じ県内でも地価の二極化が進む状況が鮮明になっています。

■公示地価の上昇と路線価

公示地価とは、国土交通省が全国に定めた地点(標準地)を対象に、毎年1月1日時点の価格を公示するもので、2019年は2万6千地点

が対象になっています。土地の取引価格は公示地価に拘束されませんが、1つの重要な指標とされています。

住宅地や商業地、工業地などの区分があり、各地の不動産鑑定士が土地を更地の状態とみなして評価し、国土交通省の土地鑑定委員会が価格を判定します。

公示地価のほか、主な地価の指標としては、国税庁が公表する「路線価」、市区町村が公表する「固定資産税評価額」、都道府県が調べて国交省が公表する「基準地価」があります。

「公示地価」と「基準地価」は民間取引等の指標とされており、「路線価」は相続税や贈与税を計算する際の評価額として、「固定資産税評価額」は、固定資産税を計算する際に用いられています。それぞれ異なる利用目的があり、相関関係があります。

公示地価は、路線価や固定資産税評価額を算定する際の基礎となることから、公示地価が上昇すると、これらの価格も上昇する関係にあります。このため今年7月に公表される予定の2019年分路線価についても上昇すると見込まれています。



◆平成31年度税制改正◆ 臨時免税店制度の創設 イベントでの免税販売が可能に

平成31年度(2019年度)税制では、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充策として、「臨時免税店制度の創設」が盛り込まれています。

消費税免税制度の変遷

消費税免税制度については、平成26年10月から一般物品に加え、消耗品についても免税対象品に追加されました。平成27年4月からは免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターを利用した輸出品販売場が認められました。さらに、平成28年5月からは一般物品の購入下限額の引下げ、そして、平成30年7月には下限額の算定の際に一般物品と消耗品を合算して判定するなど、これまでも制度の活用促進に向けた拡充が行われてきました。

新たな販売戦略

今回、新たに臨時免税店の施策が行われることになった背景には、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が「地域のお祭り」や「商店街のイベント」等で免税販売を行った

という要望の高まりがあります。

また、多数の外国人旅行者の訪日が見込まれる「ラグビーワールドカップ2019」や「東京2020オリンピック・パラリンピック」等の開催も控えており、これらのイベントで免税販売を可能とする環境整備を行うことで、地域の特産品等の販売機会を増やす狙いもあります。

簡素な手続きで免税販売が可能

そこで、従来は港湾施設など特定の場所が認められていた臨時の免税店が、港湾施設以外の場所でも認められるようになります。

具体的には、既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、7月以内の期間を定めて臨時免税店を設置する場合、設置日の前日までに納税地を所轄する税務署へ届出を行うことで免税販売が可能となります。

本制度は、平成31年(2019年)7月1日から施行されます。なお、承認を受けるための申請等は、同年5月1日から手続きが可能です。

5月の税務と労務

—税務—

- ★特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日
- ★個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
(2)通知期限…5月31日
- ★自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★鉦区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- ★4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
- ★3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…5月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…5月31日
- ★9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…5月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…5月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…5月31日
- ★確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…5月31日

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…5月31日

生産性を向上させたい場合、従業員一人ひとりの能力向上と業務の改善を同時に図ることが不可欠です。例えば従業員的能力向上による効率化で、これまで2人/日かかっていた業務が1.5人/日に削減できたとしても、それは0.5人/日分の利益を生み出すことと等価です。▼業務の効率化を図るためには、「徹底的にムダを省く」ことが重要です。同じ数の従業員が、同じ時間だけ働くとき、その「時間」の中にあるムダを

生産性の向上

徹底的に排除するのです。それは休憩時間を削るとか、おしゃべりを許さないということではありません。毎日の業務を洗い出し、その中に潜む「非効率」を排除していくのです。▼そのためには業務の「見える化」(可視化)を欠かすことができません。必要性を迫られながらも、いまずぐに取り掛かることがわからない場合は、まず第一歩として各業務を「見える化」して、分析することから始めてみてはいかがでしょうか。